

公印省略

2保総第3292号-2
令和3年 3月16日

各市町村新型コロナウイルス感染症対策本部長 殿

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長代理
福岡県知事職務代理 福岡県副知事 服部 誠太郎

住民及び事業者に対する要請の徹底について

平素から新型コロナウイルスの感染拡大防止策の推進にご尽力を賜り、お礼を申し上げます。

さて、緊急事態宣言の対象区域から外れた後に人出が増加しております。

新規陽性者数を曜日別に見ると前の週を上回る日も増え、病床使用率においても、先週から今週にかけて30%前後で下げ止まりしています。

高齢者施設や昼間のカラオケ店ではクラスターも発生しており、現在の感染状況は厳しい状況にあると考えております。

できるだけ早期に感染状況を改善させ、現在の外出自粛、時短営業といった要請を終了できるよう、市町村新型コロナウイルス感染症対策本部長には、改めて、下記のとおり県民及び事業者の皆様に対する広報媒体を使った周知をお願いいたします。

記

1 クラスター対策について

- 高齢者施設の施設管理者においては、手洗いや手指消毒はもちろん、施設内の換気や発熱などの症状が見られる職員の出勤自粛など、施設における基本的な感染防止対策を徹底すること。

また、利用者に対しては、検温、体調のチェック、マスクの着用、身体的距離の確保、三密の回避など、基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けること。

- カラオケサービスを提供している事業者においては、換気や消毒など、業種別ガイドラインに従った感染防止対策を徹底すること。

また、利用者に対しては、検温、体調のチェック、マスクの着用、身体

的距離の確保、三密の回避など、基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けること。

2 県民及び事業者への要請について

(1) 県民への要請等

- 生活や健康の維持に必要な場合を除き、日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛すること。特に、21時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること。なお、その際、不要不急の都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えること。
- 業種別ガイドラインを遵守していない店の利用を自粛すること。
- 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染防止対策を徹底すること。
- 会食は、普段一緒にいる人と少人数で、短時間、大声を出さず、会話の際にはマスクを着用すること。
- 年度の変わりに伴う行事、卒業旅行、謝恩会、歓送迎会は控え、花見も宴会はなしでお願いします。
- 施設や店舗を利用する場合は、うつさない、うつされない、感染しているかもしれないという意識を持って行動すること。

(2) 事業者への要請等

- 飲食店等は、営業時間を5時から21時までの間とし、酒類のオーダーストップは20時30分までとすること。
- 業種別ガイドラインに従った感染防止対策を徹底し、「感染防止宣言ステッカー」の掲示により、取組みを実施している旨を明示すること。
- 高齢者施設及び障がい者施設の管理者は、県が実施しているPCR検査事業を活用し、職員の受検を促すこと。
- その他の施設は、業種別ガイドラインに従った感染防止対策を徹底すること。

(3) 職場への出勤等

- 「出勤者の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、在

宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。

- 事業の継続に必要な場合を除き、21時以降の勤務を抑制すること。
- 時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進すること。
- 職場においては、感染防止のための取組を行い「三密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を回避すること。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。
- 職場や店舗等に関して、業種別ガイドラインに従った感染防止策を徹底し、「感染防止宣言ステッカー」の掲示など、取組を実施している旨を明示すること。

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部
まん延防止班

TEL：092-643-3342

FAX：092-643-3698